

公 示 送 達 書

令和8年7月23日

下記の書類は、その送達を受けるべき者に送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により、公示送達する。

なお、送達すべき当該書類は、いつでも送達を受けるべき者の申出により交付する。

東 根 市 長 鈴 木 敬



1. 送達すべき書類の名称

令和8年度 軽自動車税 督促状

2. 送達を受けるべき者の氏名・住所

番号	氏名	住所
1	高橋 一雄	山形県東根市大字郡山222番地6 増川ハイ ツ102
2	三枝 孝人	山形県東根市神町北四丁目5番16号 マイ ン・ホフ若木館123
3	渡辺 裕磨	東京都北区上十条二丁目3番2号 アーバンス クエア十条102号

3. 保管場所

東根市総務部税務課